この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 1 問　答 案 用 紙<1>

（租 税 法）

問題 1

問 1

Ａ社とＢ社の間には完全支配関係（法人税法２条12号の７の６）がある。したがって，甲土地の分配は適格現物分配に該当し（同法２条12号の５の２ロ，12号の15），令和４年３月22日に 1,000万円で，Ａ社からＢ社に対して譲渡したものとして取り扱われる（同法62条の５第３項）。

問 2

Ｂ社には，Ｃ社から所得税 1,500万円を徴収し，令和４年５月31日までに，これを国に納付する義務が課せられる（所得税法 161条１項５号， 212条１項，２項， 213条１項２号）。

問 3

Ｄ社が交付を受けた工事負担金 1,000万円は，益金の額に算入されるとともに，同額が損金の額に算入され，取得した建物の取得価額は 3,000万円となる（法人税法22条２項，45条１項１号）。

問 4

Ｑへの無償譲渡は，課税の対象にならない（消費税法２条１項８号，４条１項）。これに対して，Ｐへの無償譲渡は，事業として対価を得て行われる資産の譲渡とみなされ（同法４条５項２号），Ｂ社において，譲渡時の時価が課税標準額に算入される（同法28条１項，３項２号）。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 1 問　答 案 用 紙<2>

（租 税 法）

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法２条12号の７の６，22条２項，３項１号，22条の２第１項，４項，37条２項，７項，８項，61条の11第１項
②	×	Ａ社からＤ社へのＢ社株式の一部の譲渡により，Ｂ社は，令和３事業年度の法人税額の計算上，甲土地の譲渡に関して，7,000万円の所得が発生する（法人税法61条の11第３項）。
③	×	Ｄ社が貸倒引当金勘定に繰り入れた金額は，Ｄ社において，損金の額に算入されない（法人税法22条３項２号，52条１項１号イ，２項）。
④	○	所得税法59条１項１号，67条の３第３項
⑤	×	Ｓにおいて，食品加工機の給付をもって借入金を代物弁済することに関して，消費税が課される（消費税法２条１項８号，４条１項）。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 2 問　答 案 用 紙<1>

(租 税 法)

問題 1

(単位：円)

当期純利益の金額　・・・・・・

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産等についての申告調整)		
［資料］2. の(1) ①について	3,131,250	, ,
［資料］2. の(1) ②について	, ,	59,162
［資料］2. の(1) ③について	, ,	2,512,900
［資料］2. の(1) ④について	, ,	35,000,000
(租税公課についての申告調整)		
［資料］3. の(2) について	, ,	17,535,000
［資料］3. の(3)及び(4)について	140,890,000	, ,
［資料］3. の(5) について	, ,	4,200,000
［資料］3. の(6) について	270,000	, ,
(給与についての申告調整)		
［資料］4. の(2) について	350,000	, ,
［資料］4. の(3) について	1,000,000	, ,
［資料］4. の(4) について	, ,	55,000,000
［資料］4. の(5) について	2,000,000	, ,

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 2 問　答 案 用 紙<2>

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(金銭債権についての申告調整)		
［資料］5. (1) について	1,597,440	, ,
［資料］5. (2) について	5,500,000	, ,
［資料］5. (3) について	, ,	1,200,000
(外貨建金銭債権についての申告調整)		
［資料］6. について	, ,	121,500
(受取配当金についての申告調整)		
［資料］7. について	, ,	90,000
(棚卸資産についての申告調整)		
［資料］8. について	1,000,000	, ,
(寄附金についての申告調整)		
［資料］9. の(1)及び(2)について	4,000,000	, ,
支出寄附金の損金算入限度超過額	875,000	, ,

所得金額　・・・・・・

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 2 問　答 案 用 紙<3>

(租 税 法)

問題 2

（単位：円）

［問］1.	給与所得（所得金額調整控除後）の金額	6,900,000
［問］2.	退職所得の金額	2,000,000
［問］3.	譲渡所得の金額	1,300,000
［問］4.	一時所得の金額	0
［問］5.	青色申告特別控除前の事業所得の金額	1,950,000
［問］6.	青色申告特別控除前の不動産所得の金額	3,178,125
［問］7.	雑所得の金額	150,000
［問］8.	社会保険料控除の金額	1,550,000
［問］9.	医療費控除の金額	110,000
［問］10.	課税総所得金額	9,198,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 2 問　答 案 用 紙<4>

(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

［問］

(1) 課税標準額に対する消費税額	261,537,900
(2) 資産の譲渡等以外の収入金額の合計額	3,465,000
(3) 課税売上割合の計算式の分子の金額	4,757,695,000
(4) 課税売上割合の計算式の分母の金額	4,873,876,450
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	246,578,904
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	240,886,776
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	278,460
(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	5,413,668
(9) 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額	30,888
(10) 貸倒れに係る消費税額	219,648